建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本電子梅本　享祐　福岡県福岡市南区折立町５―59　国土交通大臣許可（般―23）第16182号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社名村造船所　名村　建介　佐賀県伊万里市黒川町塩屋５―１　国土交通大臣許可（特―23）第733号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＴＴ西日本―九州　玉村　知史　福岡県福岡市博多区博多駅東３―２―28　国土交通大臣許可（般特―23）第16623号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可、電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本熱学株式会社　原　　文夫　福岡県北九州市戸畑区中原先の浜46―80　国土交通大臣許可（般特―24）第4824号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本菱重興産株式会社　木庭　健二　長崎県長崎市飽の浦町５―３　国土交通大臣許可（般特―21第14595号）
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アイワ　福岡龍一郎　佐賀県佐賀市北川副町江上186―１　国土交通大臣許可（特―24）第17384号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山田工業株式会社　井口　照美　福岡県久留米市大善寺町宮本621　国土交通大臣許可（般―22）第5457号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジオテック　川﨑　美行　福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹946―３　国土交通大臣許可（般―20）第20524号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　処分をした年月日　平成25年12月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福井木材株式会社　福井浩二郎　佐賀県唐津市和多田南先石１―29　国土交通大臣許可（般―24）第22340号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年11月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定又は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法によ